

苦情等事案4件(新規)の検討結果について

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
委員意見	1	群馬	<p>妻と妻の子を自分の社会保険の被扶養者にするため、住民票を添付し、前橋年金事務所に申告したところ、妻の子は自分と養子縁組していないため住民票では続柄が確認できないとし、自分と妻の子それぞれの戸籍謄本の提出を求められた。しかしながら、3人の住民票は一つであり、子も「妻の子」と表示され私との身分関係は明らかなのに戸籍謄本を提出させられたことに納得がいかない。</p>	<p>年金事務所が戸籍謄本の提出を求める根拠について調査し、本件申出について戸籍謄本を添付する正当な理由があったか否かを確認することとなった。併せて、戸籍謄本が必要な場合には、申請者に分かりやすくていねいに説明するよう運用の改善を図る必要性を検討することとなった。</p>
苦情	2	東京	<p>障害厚生年金の障害状態の確認手続きのために平成25年2月末の提出期限に間に合うように関係書類を提出したところ、書類不備を理由に返送され、3月下旬に再提出した。ところが、再提出の期限の記載がなかったにもかかわらず年金の4月支給のための手続きの期限を過ぎていたとして4月の支給が停止され5月からの支給になってしまった。再提出の期限が明示されていれば間に合うように提出したのに期限を明示していないのは問題である。</p>	<p>提出期限を過ぎると障害厚生年金の支給停止措置がとられることから、関係書類の再提出に当たっては期限を明示することが望ましいので、そういうことができないかを日本年金機構に確認することとなった。</p>
委員意見	3	長野	<p>身体障害者補助犬法が制定されて10年が経つが、現在でも飲食店等で入店・利用を拒否されることが何度もある。連れてくる犬が盲導犬であることを説明しても理解してくれないのが現状であり、もっと制度の周知を図る必要があるのではないかと。</p>	<p>身体障害者補助犬法に基づき都道府県や指定都市等には補助犬担当窓口を設置することとなっているが、必ずしも法律や担当窓口が十分に知られておらず、当該窓口が十分に機能していないことも考えられることから、管内各都県等で当該窓口がどのように運用されているか等を調査することとなった。</p>

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	4	神奈川	<p>事実上の婚姻関係を解消した母親が児童扶養手当を申請するに当たって、「事実婚を解消したときの居住地の民生委員による証明」を求められたが、児童扶養手当の申請者にとって事実婚を解消したときの居住地の民生委員に証明を求める理由が明確ではないし、場合によっては証明をもらうことが大きな負担となることも考えられるため、現在の住所地の民生委員の証明で良いようにしてほしい。</p>	<p>事実婚を解消したことの証明を求める根拠は何か、民生委員に証明を求める背景事情等を確認した上で、現在の住所地の民生委員の証明で足りるよう事実婚を解消したことの証明の簡素化を図る方向で検討することとされた。</p>